

# 学会賞及び学術奨励賞等に関する規程

施行平成 10 年 10 月 3 日

改正令和 2 年 9 月 25 日

独創的で優れた本学会誌掲載論文及び学術的著作を賞することによって、当該分野における研究者の研究業績を表彰するとともに、非営利法人分野の学術研究の促進を図ることを目的とする。

## 1. 学会賞

- (1) 当該年の学会誌に掲載された査読論文、又は過去 2 年間（前々年の 4 月～当該年の 3 月）に新たに出版された学術的単著（但し、初版）の中から選考する。
- (2) 非営利法人又は非営利活動に関する研究又は実務に著しく貢献した著作に対して授賞する。
- (3) 選考対象候補となる学術的単著は、過去 2 年間（前々年の 4 月～当該年の 3 月）の刊行物の中から選考する。

## 2. 学術奨励賞

- (1) 当該年の 10 月 1 日時点において大学院修士課程修了後 10 年以内（または大学卒業後 12 年以内）の者を対象に、原則として全国大会での学会報告を経て当該年の学会誌に掲載された査読論文、又は下記(2)に定める学術的単著の中から選考する。
- (2) 選考対象候補となる学術的単著は、過去 2 年間（前々年の 4 月～当該年の 3 月）の刊行物の中から選考する。

## 3. 学術奨励賞特賞

- (1) 非営利法人又は非営利活動の制度又は実務に携わる実務者を対象に、当該年の学会誌に掲載された査読論文、又は下記(2)に定める学術的単著の中から選考する。
- (2) 選考対象候補となる学術的単著は、過去 2 年間（前々年の 4 月～当該年の 3 月）の刊行物の中から選考する。

## 4. 副賞

図書カード若干

## 5. 受賞者の推薦

- (1) 選考対象候補となる学会誌に掲載された査読論文、又は学術的単著は、自薦もしくは他薦（論文の査読者による推薦を含む）とする。
- (2) 推荐された学術的単著の著作者は、審査用にその対象刊行物本体 4 点を審査委員会に提出する。

## 6. 審査委員会による選考

- (1) 学会誌編集委員会規程で規定する編集委員及び会長による審査委員会を構成し、委員

長は会長若しくはその経験者、副委員長は学会誌編集委員長がこれにあたる。

- (2) 審査委員会において、原則として審査対象（学会誌に掲載された査読論文、又は学術的単著）ごとに審査委員を含む学会賞審査チーム（3名以上）が編成される。
- (3) 学会賞審査チームの審査員は各自、非営利法人研究学会審査報告書（様式：学会賞）を審査委員長に提出する。
- (4) 審査委員長のもとで審査委員会が選考を行い、受賞者を決定する。
- (5) 都合により上記審査委員会を開催できない場合は、メールによる審議および報告とすることができる。

#### 7. 審査基準

論文及び著作物を次の諸点について評価したうえで総合評価を行う。

- ・理論的基盤の厳密性（十分な文献レビューなど）
- ・分析視点、問題意識の明確性（研究の位置付けなど）
- ・研究の独創性・独自性（研究分野への貢献度など）
- ・理論的研究の内的整合性
- ・実証的・経験的研究の検証方法の妥当性
- ・論文・報告の解説性（明確な論旨、明瞭な構成、平易な文章など）
- ・制度又は実務に関する著しい貢献（実体験等に裏付けられた独創的な業績であって、単なる制度解説や事例紹介でないもの）

#### 8. 受賞者の公表

受賞者の氏名は、毎年社員総会において公表する。

#### 9. 適用時期

この規程は、学会誌 VOL.23（令和3年）の掲載論文、および令和2年年10月以降の刊行物から適用する。

## 審査スケジュールに関する申合せ

施行 平成29年9月4日

### 1. 推薦締切：4月末日

自薦か他薦かの区別、他薦の場合の推薦者名等は非公開とする。

### 2. 審査委員会のもとでの審査員の選任：5月下旬

審査委員会は、原則として審査対象ごとに3名以上の審査員を選任する。

### 3. 審査員による審査期間：6月初め～7月末の2箇月

### 4. 審査員の報告の締切：8月中旬

審査員は各自、非営利法人研究学会審査報告書（様式：学会賞）を作成し、審査委員会に提出する。

### 5. 審査委員会での受賞決定：8月下旬

全国大会時の審査委員会で選考を行い、受賞者を決定する。

### 6. 常任理事会・理事会への報告：9月中旬

全国大会時の常任理事会・理事会へ報告する。

### 7. 表彰：9月中旬

全国大会時の会員総会で表彰する。

(注) 具体的な日取りは毎年決定する。